

- 地方公共団体は、「死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。
- 国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定)を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 死因究明及び身元確認に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- ・ 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- ・ 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務> (第5条関係)

- ・ **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じた施策を策定・実施**

<連携協力> (第7条関係)

- ・ 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策> (第10条から第18条まで関係)

- ・ 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- ・ 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会> (第30条関係)

- ・ **地方公共団体は**、地域の状況に応じて、**死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行う**とともに、**当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設ける**よう努める

死因究明等推進地方協議会の設置等について

- 死因究明等推進基本法に基づき、「死因究明等推進計画」が令和3年6月1日に閣議決定。
 - 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。
- ↓
- 令和3年6月1日付けで、厚生労働省医政局長(死因究明等推進本部事務局長)より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼。
 - 同日付で、厚生労働省医政局長より総務省大臣官房地域力創造審議官に対し文書が発出され、関係団体及び関係者に対する周知、協力を依頼。

引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いいたします!